

福島県の森林・林業の再生に向けた取組

平成28年2月5日

農林水産省

森林における除染等の取組

- 住居等近隣(エリアA)や日常的に立ち入る森林(エリアB)については、環境省が除染を実施し、AとB以外の森林(エリアC)については、環境省と林野庁が連携し、調査・研究等を推進。

環境省

知見の共有

林野庁

エリアA及びエリアB
森林の除染の実施

エリアC
住民の安全・安心の確保のため、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握と流出・拡散防止を推進

【エリアA】 住居等近隣の森林
林縁から20mまでの範囲の落葉等の除去



【エリアB】 日常的に立ち入る森林
ほだ場やキャンプ場などにおける落葉等の除去



きのこ栽培のほだ場



キャンプ場

エリアC
放射性物質の影響に対処しつつ、林業の再生を進めていくための方策の推進



樹木の試料採取

森林内のモニタリング



チップによる林床被覆

技術の検証・開発



植栽木の濃度測定
技術の実証



機械による間伐
林業再生対策

森林・林業再生に向けた取組の概要

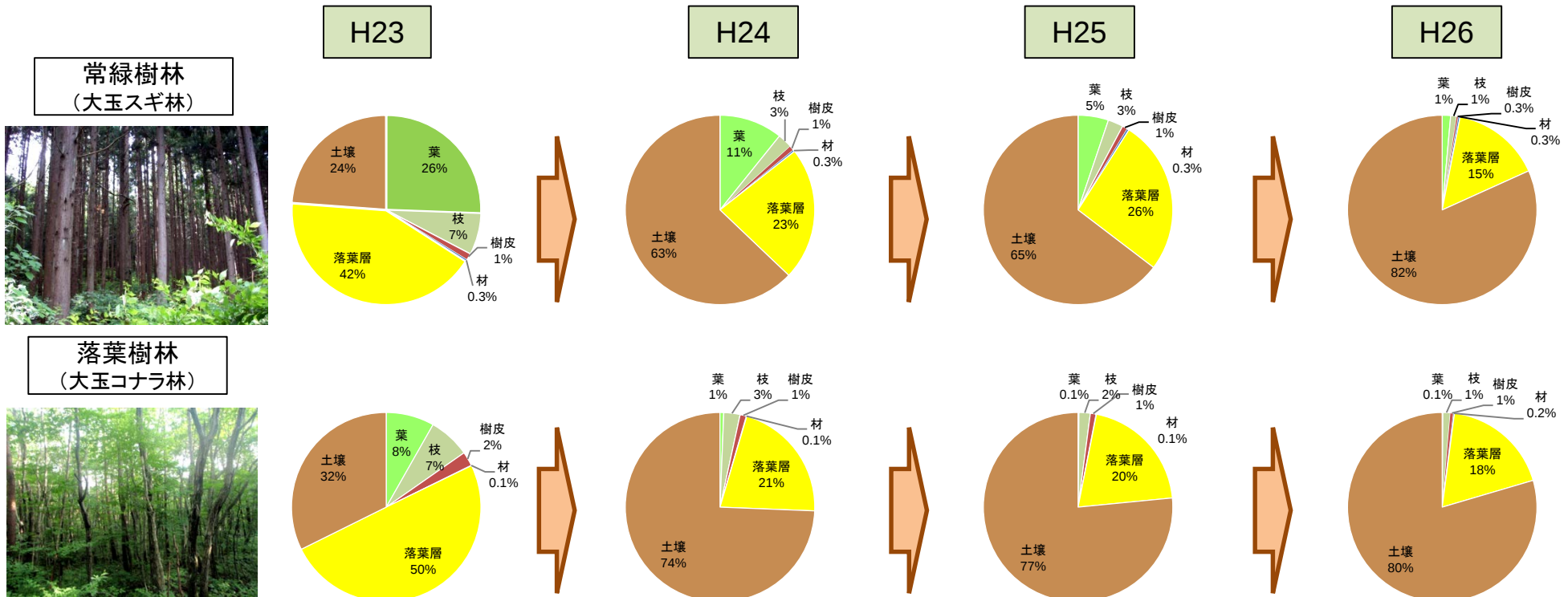
➤ 環境省との役割分担の下、林野庁においては、以下の取組を実施。

内容	期間	H27予算額
①森林における放射性物質の動態把握(モニタリング) ・森林内の放射性物質の分布状況等について、継続的な調査・解析を実施	H24～	0.3億円
②森林における放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発 ・間伐等の森林施業や表土流出防止工等の森林土木の手法による放射性物質の拡散防止技術の検証・開発を実施	H24～	1.0億円
③間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する林業再生対策 ・公的主体による森林整備(間伐、路網整備等)と放射性物質対策(空間線量率等の調査、森林所有者との合意形成、間伐に伴い発生する樹木の枝葉等の集積等)を一体的に行う取組を実施	H25～	【森林整備】 11.7億円 【放射性物質対策】 27.8億円
④避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた実証 ・避難指示解除準備区域等において、地元自治体や関係者の意向も踏まえつつ、林業再生に向けて作業者の被ばく低減対策や放射性物質の拡散抑制対策等の実証、実証成果の普及啓発を実施	H26～ (国有林等はH24～)	11.7億円

放射性物質の動態把握(放射性物質の分布状況の変化)

- 県内3箇所(川内村、大玉村、只見町)において、定点モニタリングを継続し、以下が判明。
- ① 平成23年の原発事故発生当初は、枝葉等に付着する放射性セシウムの割合が高かったが、
 - ② 時間の経過とともに、放射性セシウムの多くは、枝葉等から落葉層や土壌に移行し、
 - ③ 現状では8割程度が土壌中に滞留している状況

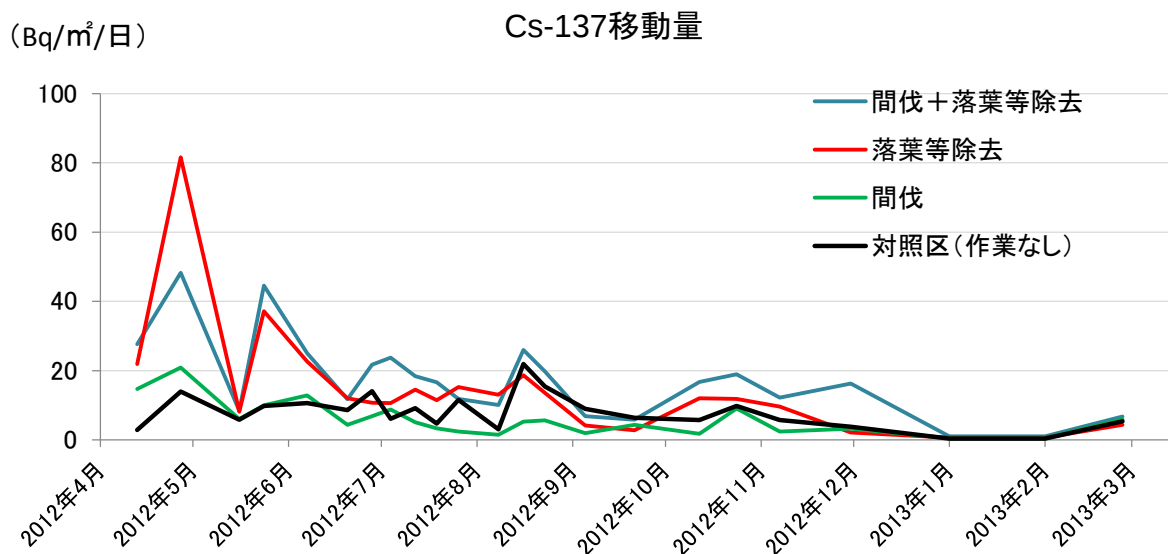
○ 森林内の放射性物質の分布状況の変化



放射性物質の拡散防止技術検証・開発の成果(落葉等除去や伐採に伴う放射性物質の移動)

➤ 広野町の試験地において、落葉等除去や間伐を実施した場合の放射性セシウムの移動量を調査し、以下が判明。

- ① 落葉等除去を実施した直後は土壌が移動しやすくなり、何も作業をしていない箇所よりも、放射性セシウムの移動量が多い状況。
- ② 間伐のみを実施した箇所については、下層植生の発達等に伴い土壌の移動が抑えられ、何も作業をしていない箇所よりも、放射性セシウムの移動量は少ない状況。



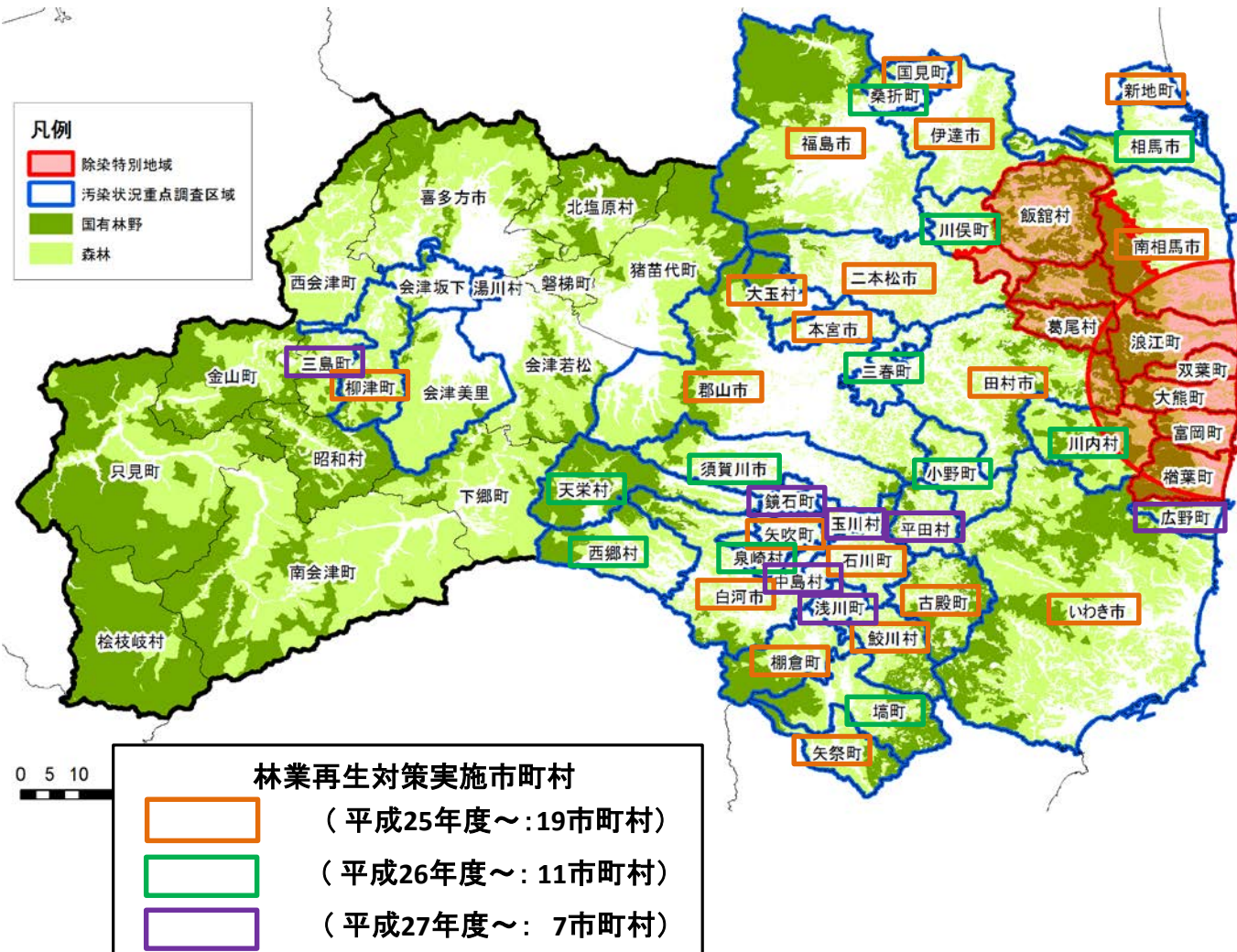
注: 移動量は森林からの流出量とは異なる。

調査方法等

- ・ 間伐、落葉等除去の作業は2012年2月に実施した。
- ・ 調査は、林床に試験斜面枠(2m×5mの金属製の枠)等を設置して、移動する土砂等や表流水の量、それに含まれる放射性セシウムを測定した。
- ・ 移動量については、RUSLE法により傾斜角を30度(リルや流水の影響が小さい場合)に補正して計算した。

林業再生対策の取組状況(福島県)

- 林業再生対策として、①空間線量率の調査や森林所有者の間伐同意取付等、②公的主体による森林整備、③枝葉処理(林内集積、チップ化散布等)、④拡散抑制対策(丸太柵工等)を実施。
- 実施市町村は、H25:19→H26:30→H27:37と着実に増加(主な実績は、間伐812ha、作業道作設70km)。



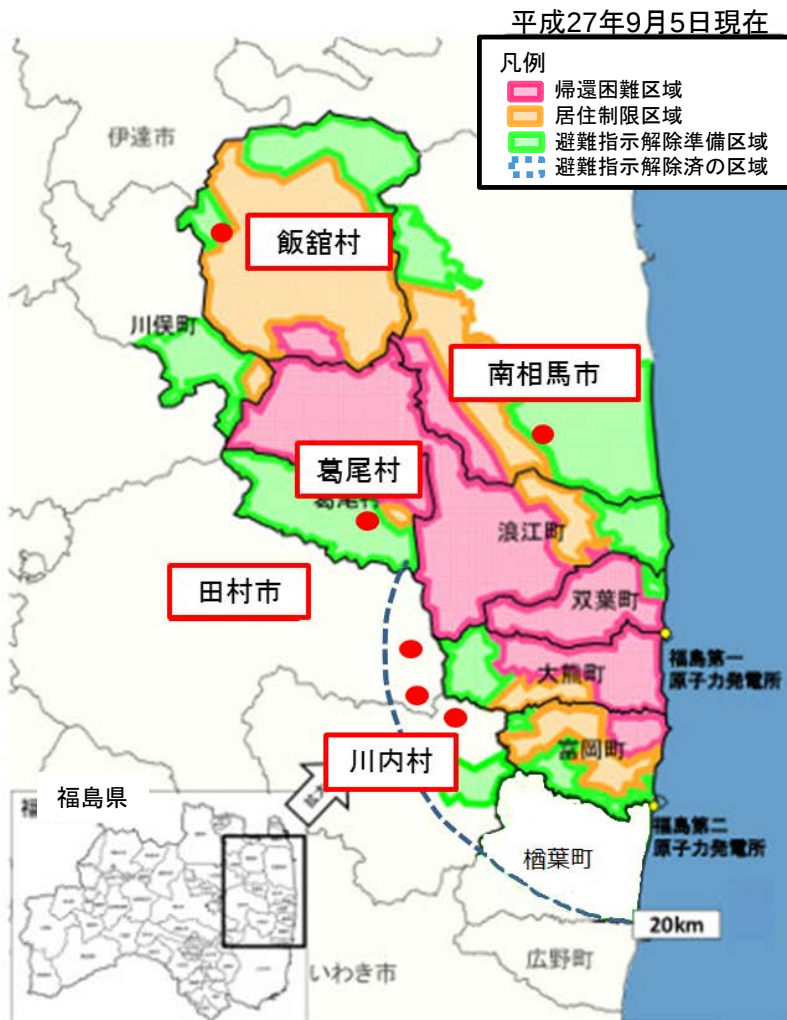
間伐と森林管理に必要な作業道を整備
(写真:福島県有林(二本松市))



土砂流出抑制のため、木柵工を設置
(写真:福島県有林(鮫川村))

避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた実証

- 避難指示区域等については、原発事故発生以降、森林整備や林業生産活動が行われていない状況。
- こうした中、一部地域で避難指示が解除されるなど帰還に向けた動きが本格化していることから、帰還後に林業を円滑に再開できるよう、平成26年度から、避難指示解除準備区域等において、地元自治体や関係者の意向も踏まえつつ、林野庁において、これまでに得られた知見を活用した実証事業を実施中。



各市村における主な事業内容(11市町村中5市村で実施中)

【田村市 小滝沢地区(3.67ha)、合子地区(2.83ha)】

- ・更新伐等における作業者の被ばく低減対策と放射性物質の拡散抑制
- ・樹木の放射性物質濃度の把握など

【南相馬市 羽倉地区(4.31ha)】

- ・間伐における作業者の被ばく低減対策と放射性物質の拡散抑制
- ・立木状態での樹皮の放射性物質濃度測定手法の実証など

【川内村 毛戸地区(皆伐区:2.29ha、間伐区:2.97ha)】

- ・主伐、間伐等における作業者の被ばく低減対策と放射性物質の拡散抑制
- ・樹木の放射性物質濃度の把握など

【葛尾村 大笹地区(2.95ha)】

(※平成27年度 事業開始)

- ・間伐等における作業者の被ばく低減対策と放射性物質の拡散抑制
- ・村内の主要樹種の放射性物質濃度の把握など

【飯舘村 二枚橋地区(4.20ha)、臼石地区(0.56ha)】

- ・間伐等における作業者の被ばく低減対策と放射性物質の拡散抑制
- ・村内の主要樹種の放射性物質濃度の把握など

1 森林における放射性物質の動態把握

・県内3箇所(川内村、大玉村、只見町)における定点モニタリングを継続し、森林における放射性物質の動態を把握

2 森林における放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発

・落葉除去や間伐、皆伐を行った後の土壌等や放射性物質の移動量の測定など、引き続き、拡散防止を図る対策の効果の検証等を実施

3 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する林業再生対策

・福島県とも連携しつつ、引き続き、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策(空間線量率等の調査、枝葉処理、土砂流出防止対策等)を一体的に行う取組を実施

4 避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた実証

・これまで実施した5市村(田村市、南相馬市、川内村、葛尾村、飯舘村)の意向等を把握した上で、引き続き、丸太の放射性セシウム濃度測定や作業者の被ばく低減対策等林業再生に向けた実証事業を実施。また、新たに数町において実証事業に取り組む方向で調整中